

## 1 最近の拘束条件付取引事件

件名 (公表年月日)	内容
令和7年（認）第2号 ビザ・ワールドワイド・ピー ティーイー・リミテッドに対する件 (令和7年7月22日)	<p>公正取引委員会は、ビザ・ワールドワイド・ピー・ティーイー・リミテッド（以下「ビザ・ワールドワイド」という。）に対し、ビザ・ワールドワイドの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、ビザ・ワールドワイドから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>○ ビザ・ワールドワイドは、ビザ・ワールドワイドとライセンス契約を締結しているクレジットカード事業者等に対し、Visa カードにより決済が行われる特定の業種区分の取引に係る決済処理において発生するインターチェンジフィー（注1）の標準料率について、購入日から一定の日数以内に売上げに係るデータを送信する場合又はオーソリゼーション（注2）が行われる日から一定の日数以内に売上げに係るデータを送信する場合に、優遇レートを適用し、当該オーソリゼーションが行われる日についてはビザ・ワールドワイドが提供する取引処理ネットワークにより生成される取引識別子（注3）に基づいて判定していたところ、平成30年2月、当該クレジットカード事業者等に対し、前記の特定の業種区分の取引につき、オーソリゼーションが行われる日から一定の日数以内に売上げに係るデータを送信する場合にのみ優遇レートを適用する旨を通知し、令和3年11月以降、これを実施している。</p> <p>（注1）「インターチェンジフィー」とは、Visa カードによる取引のうち、ビザ・ワールドワイドにより売上・決済処理が行われる場合に、アクワイアラ（販売店等にVisa カード決済の利用環境を提供する事業を行うクレジットカード事業者）がイシュア（消費者にVisa カードを発行する事業を行うクレジットカード事業者）に支払う手数料のこと。</p> <p>（注2）「オーソリゼーション」とは、クレジットカード等が利用可能であること等を確認する手続のこと。</p> <p>（注3）「取引識別子」とは、オーソリゼーション過程において、Visa カードによる各取引に割り当てられる一意の識別子のことであり、売上げ、返金、取消などの取引全体のライフサイクル管理に用いられるものをいう。</p>
令和7年（措）第5号 Google LLCに対する件 (令和7年4月15日)	<p>Google LLC は、遅くとも令和2年7月以降、次の(1)及び(2)を行うことにより、特定アンドロイド・スマートフォンメーカー（注1）及び特定移動通信事業者（注2）に対し、他の一般検索サービス事業者の検索機能を特定アンドロイド・スマートフォンに実装させないようにしている。</p> <p>(1) Android端末メーカーとの間で、端末メーカーが製造する端末への「Google Play」と称するストアアプリを初期搭載することについての許諾に併せて、「Google Search」と称する検索アプリなどの自社のアプリをその端末に初期搭載させ、これらの自社のアプリの端末画面上の配置場所を指定するなどの契約を締結していること</p> <p>(2) Android端末メーカーとの間で、競争関係にある事業者の検索アプリを搭載しないこと等を条件に、金銭を支払う内容の契約を締結していること</p> <p>（注1）「特定アンドロイド・スマートフォン」とは、アンドロイド・スマートフォンのうち本件許諾契約の対象となったものをいい、「特定アンドロイド・スマートフォ</p>

件名 (公表年月日)	内容
	<p>「シメーカー」とは、特定アンドロイド・スマートフォンの製造販売を行う事業者をいう。</p> <p>(注2)「特定移動通信事業者」とは、移動通信事業者のうち本件収益分配契約(注3)を締結している者をいう。</p> <p>(注3)「本件収益分配契約」とは、「Google Mobile Revenue Share Agreement」、「Google Mobile Incentive Agreement」等と題する契約をいう。</p>
<p>令和6年(措)第5号 佐賀県有明海漁業協同組合に 対する件 (令和6年5月15日)</p>	<p>佐賀県有明海漁業協同組合(以下「佐賀有明漁協」という。)は、</p> <p>(1) 次の行為を行うことにより、佐賀有明漁協管内の海苔生産者に対し、乾海苔の系統外出荷を行わないようにさせている。</p> <p>ア 遅くとも平成30年10月頃以降、毎年、同漁協管内の海苔生産者に対し、平成30年度から令和2年度までにあっては「製造した乾海苔は、全量組合に出荷します。」、令和3年度以降にあっては「製造した乾海苔は、全量組合に出荷するよう努めます。」という規定を含む「乾海苔共販にかかる誓約書」を提示して、これに署名又は押印した上で同漁協に提出することを要請している。</p> <p>イ 前記アの要請により、同漁協管内の海苔生産者に対し、生産した乾海苔の全量を同漁協に出荷させている。</p> <p>(2) 次の行為を行うことにより、佐賀有明漁協管内の海苔生産者に対し、佐賀有明漁協が実施する入札に付したもののが応札されなかった乾海苔の系統外出荷を行わないようにさせている。</p> <p>ア 佐賀有明漁協が同漁協管内の海苔生産者に提出を要請している前記(1)アの「乾海苔共販にかかる誓約書」には、出荷した乾海苔が消却対象品になった場合には処分を佐賀有明漁協に一任する旨の規定が含まれている。</p> <p>イ 佐賀有明漁協は、前記(1)アのとおり要請することにより、同漁協管内の海苔生産者に対し、生産した乾海苔のうち、同漁協が実施する入札に付したもののが応札されなかった乾海苔について、同漁協に処分を一任せ、これを当該海苔生産者に返却しないこととしている。</p>
<p>令和6年(措)第4号 熊本県漁業協同組合連合会に 対する件 (令和6年5月15日)</p>	<p>熊本県漁業協同組合連合会(以下「熊本県漁連」という。)は、</p> <p>(1) 次の行為を行うことにより、15漁協管内の海苔生産者に対し、乾海苔の系統外出荷を行わないようにさせている。</p> <p>ア 遅くとも平成30年10月頃以降、毎年、15漁協管内の海苔生産者に対し、15漁協を介して、「製品については全量組合出荷を前提とし、系統共販体制を遵守します。」という規定を含む「誓約書」を提示して、これに署名又は押印した上で当該海苔生産者が所在する区域を管轄する漁協に提出することを要請している。</p> <p>イ 遅くとも平成30年10月頃以降、毎年、15漁協に対し、「全量系統共販体制を前提として生産者へ指導を行う。」という規定を含む「覚書」を提示して、これに記名及び押印した上で提出することを要請している。</p> <p>ウ 前記ア及びイ要請により、15漁協管内の海苔生産者に対し、生産した乾海苔の全量を、当該海苔生産者が所在する区域を管轄する漁協に出荷させている。</p> <p>(2) 次の行為を行うことにより、15漁協管内の海苔生産者</p>

件名 (公表年月日)	内容
	<p>に対し、熊本県漁連が実施する入札に付したもののが応札されなかった乾海苔の系統外出荷を行わないようにさせてい る。</p> <p>ア 熊本県漁連が15漁協管内の海苔生産者に提出を要請している前記(1)アの「誓約書」には、出荷した乾海苔が無札品になった場合、処分を系統団体に一任する旨の規定が含まれている。</p> <p>イ 前記(1)アのとおり要請することにより、15漁協管内の海苔生産者に対し、生産した乾海苔のうち、熊本県漁連が実施する入札に付したもののが応札されなかった乾海苔について、熊本県漁連に処分を一任させ、これを当該海苔生産者に返却しないこととしている。</p>

## 2 最近の競争者に対する取引妨害事件

件名 (公表年月日)	内容
一般社団法人日本野球機構に対する件 (令和7年6月11日警告)	<p>一般社団法人日本野球機構（以下「日本野球機構」という。）は、自らが主催する令和6年のプロ野球の日本選手権シリーズ（以下「日本シリーズ」という。）の第3戦の試合に係るテレビ放送権について代理店を介して日本野球機構から許諾を受けていたテレビ放送事業者（以下「特定テレビ放送事業者」という。）が、他のテレビ放送事業者による日本シリーズの他の試合のテレビ放送と重複する時間帯に、メジャーリーグ・ベースボールの試合をテレビ放送することに対して、次の行為を行っていたことが認められた。</p> <p>(1) 特定テレビ放送事業者から、日本シリーズの試合が行われる球場内における日本シリーズの取材活動のための許可証（以下「取材 ID」という。）を回収し、また、特定テレビ放送事業者に他の試合等の取材 ID を発行しないことにより、令和6年10月26日から同年11月10日までの期間において日本シリーズの試合を含め日本野球機構が主催する試合等について特定テレビ放送事業者の取材活動を制限していたこと</p> <p>(2) 日本シリーズの第3戦の試合に係るテレビ放送権の許諾先を特定テレビ放送事業者から他のテレビ放送事業者に変更するべく利害関係者と調整していたこと（注）（注）実際には許諾先は変更されていない。</p>
令和6年（措）第20号 株式会社 MC データプラスに対する件 (令和6年12月24日)	<p>（株）MC データプラスは、自社が提供するグリーンサイトと称する労務安全サービス（建設業向けクラウドサービス）の優位性が低下するリスクを回避するためには、グリーンサイトに登録された作業員情報等を労務安全サービスを提供する事業に新規に参入してきた他社に流出させないことが不可欠であるとの認識の下、グリーンサイトのユーザーが求める他社の労務安全サービスに移行可能な形式で、作業員情報の提供の要請があった場合に、当該ユーザー自らが登録した作業員情報であるにもかかわらず個人情報の保護を理由にするなどし、合理的な理由なく当該作業員情報の提供を拒むなどして、グリーンサイトのユーザーが他社の労務安全サービスへの切替えをしないようにさせている。</p>
令和6年（認）第3号 Google LLC に対する件 (令和6年4月22日)	<p>公正取引委員会は、Google LLC に対し、Google LLC の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>○ Google LLC は、平成26年11月1日、ヤフー株との間で締結していた「GOOGLE SERVICES AGREEMENT」と題する契約を、自社の子会社であるグーグルアジアパシフィックプライベートリミテッド及びグーグル（同）を通じて変更し、変更後の契約に基づき、遅くとも平成27年9月2日から令和4年10月31日までの間、ヤフー（株）に対し、モバイル・シンジケーション取引（注）に必要な検索エンジン及び検索連動型広告に係る技術の提供を制限することで、ヤフーがモバイル・シンジケーション取引を行うことを困難にしていた。</p> <p>（注）検索連動型広告の配信を行う事業者が、ウェブサイト運営者等から広告枠の提供を受け、検索連動型広告を配信するとともに、当該広告枠に配信した検索連動型広告により生じた収益の一部を当該事業者に分配する取引をいう。</p>

### 3 参照条文

#### ○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

##### 【定義】

第二条（略）

②～⑧（略）

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの

イ～ハ（略）

二 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。

木（略）

ヘ 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、唆し、若しくは強制すること。

##### 【不公正な取引方法の禁止】

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

#### ○ 不公正な取引方法（昭和五十七年公正取引委員会告示第十五号）（抄）

##### （拘束条件付取引）

12 法第二条第九項第四号又は前項に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。

##### （競争者に対する取引妨害）

14 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもつてするかを問わず、その取引を不当に妨害すること。

#### 4 音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査報告書（クリエイター支援のための取引適正化に向けた実態調査）（令和6年12月26日）（抄）

##### 〔第4 実演家と芸能事務所の取引の実態及び公正な競争の促進〕

1～2 (略)

##### 3 競業避止義務等

(1) (略)

##### (2) 独占禁止法上の考え方

競業避止義務等は、退所後の一定期間、実演家が一切の芸能活動を行わない、他の芸能事務所に対して役務提供を行わない等を内容とするものであり、実演家の実演という事業活動を直接に制約するものであり、実演家の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するものとして、不利益の程度は相当に大きい。

芸能事務所等に対するヒアリング調査等では、競業避止義務等の活動制限を行う理由としては、引き抜き防止又は育成費用の回収を目的としているとの回答があるのみである。単に引き抜きを防止することは、実演家を獲得する市場における芸能事務所間の競争を阻害すること以外の合理的な目的を有するものではないことから競業避止義務等を課す合理的な目的としては認められず、また、退所後の実演家の活動を制限することで育成費用を回収することはできないため<sup>1</sup>、育成費用の回収という目的のために退所後の実演家の活動を制限することも認められないと考えられる。

競業避止義務は、一般的には、営業秘密等の漏えい防止の目的の達成のために合理的な必要性かつ手段の相当性が認められる範囲で課されるのであれば、実演家に対する営業秘密等に相当する情報の提供を可能とし、競争促進効果を有し得るものである。しかし、仮に営業秘密等の漏えい防止を目的として競業避止義務等の活動制限を課すとしても、芸能分野においては、基本的に実演のみを行い、芸能事務所の運営そのものには関わることがない実演家が営業秘密を知ることは例外的な場合であると考えられること、仮に保護すべき営業秘密があったとしても、実演の禁止といった事業活動そのものに制約を課すより競争制限的でない他の手段として、秘密保持契約を締結するというような手段も検討し得ることを踏まえると、そもそもこれらの活動制限を課すこと自体の必要性・相当性が認められない可能性が高いと考えられる。

そのため、例えば、実演家に対して取引上の地位が優越していると認められる芸能事務所が、その地位を利用して、実演家に対して競業避止義務等を課すことで実演家の移籍、独立を断念させることなどにより、実演家に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる。

また、芸能事務所が、競業避止義務等を課すことで、他の芸能事務所が実演家を確保できなくなることなどにより、他の芸能事務所が排除される又はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合には、排他条件付取引又は拘束条件付取引として独占禁止法上問題となる。

そして、競業避止義務等を課すことについて例外的に必要性・相当性が認められたとしても、芸能事務所が、実演家と契約するに当たり、競業避止義務等を課すことについて、十分な説明を行わず、又は虚偽若しくは誇大な説明をし、これにより、実際の契約内容よりも著しく優良又は有利であると誤認させ、他の芸能事務所と取引し得る実演家を自己と契約するようになに不适当に誘引する場合には、欺瞞（ぎまん）的顧客誘引として独占禁止法上問題となる。

<sup>1</sup> 競業避止義務条項が実演家の実演活動を制約したとしても、それによって芸能事務所に利益が生じて先行投資回収という目的が達成されるなどということではなく、競業避止義務条項による実演家の活動の制約と芸能事務所の先行投資回収には何ら関係がない、とした裁判例がある（知的財産高等裁判所判決令和4年12月26日令和4年（ネ）第10059号）。

さらに、独占禁止法の違反行為を未然に防止するという競争政策上の観点からは、原則として、競業避免義務等を契約上規定すべきではなく、仮に、保護されるべき営業秘密を実演家が把握するような場合には、より競争制限的でない他の手段として、まずは秘密保持契約を検討すべきである。

#### 4 移籍・独立に係る妨害行為

(1) (略)

(2) 移籍・独立を希望する実演家に対する妨害

ア 実態

(略)

- i 芸能事務所が実演家の入所時にした説明と異なり、契約期間満了時に退所させないこと
- ii 芸能事務所を移籍・独立するとその後の芸能活動を一切行えなくなる旨脅すこと
- iii 契約上、契約期間中に他の事務所と移籍の交渉を行うことを禁じること
- iv 実演家の悪評を移籍予定先の事務所やマスコミ等に流布すること
- v 実演家を担当していたマネージャーが実演家とともに退所の意思を有しているにもかかわらず、当該マネージャーの競合する芸能事務所への転職を禁止すること又は実演家の退所後に当該マネージャーが退職したとしても関与しないこと等を実演家の移籍・独立の条件とすることによって、実演家が当該マネージャーと共に移籍・独立を行うことを妨げること

(略)

イ 独占禁止法上の考え方

(ア) 前記アiのように、芸能事務所が実演家の入所時の説明と異なって、契約期間満了時に退所させないことは、実演家の移籍・独立を阻止し、実演家が本来行うことができた活動等を行えなくさせ得る行為であり、実演家の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するなどの効果を有するものである。

そのため、実演家に対して取引上の地位が優越していると認められる芸能事務所が、その地位を利用して、前記アiのような行為により、実演家に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合には、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる。

また、芸能事務所が、前記アiのような行為により、実演家と他の芸能事務所との取引を妨げることにより、他の芸能事務所が排除される又はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合には、取引妨害として独占禁止法上問題となる。

なお、芸能事務所が実演家との契約の際に仕掛かり中の業務が完了するまで契約期間を延長するといった条項などを規定し、その目的達成のために必要な範囲であれば、退所を一定期間延長させることについて、許容され得る。

(イ) 前記アiiのように、芸能事務所を移籍・独立するとその後の芸能活動を一切行えなくなる旨脅すことは、実演家の移籍・独立を阻止し、実演家が本来行うことができた活動等を行えなくさせ得る行為であり、実演家の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するなどの効果を有するものである。

そのため、実演家に対して取引上の地位が優越していると認められる芸能事務所が、その地位を利用して、前記アiiのような行為により、退所を希望する実演家の

意思に反して芸能事務所との取引関係を継続させるなど、実演家に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合には、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる。

また、芸能事務所が、前記アiiのような行為により、実演家と他の芸能事務所との取引を妨げることにより、他の芸能事務所が排除される又はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合には、取引妨害として独占禁止法上問題となる。

(ウ) 前記アiiiのように、契約上、契約期間中に他の事務所と移籍の交渉を行うことを禁ずることは、実演家が芸能事務所に在籍中に他の芸能事務所との交渉が行えず、実演家に退所後の一定の期間をフリーとして活動せざるを得なくさせる又は実演家に移籍を躊躇させるものであり、実演家の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するなどの効果を有するものである。

そのため、実演家に対して取引上の地位が優越していると認められる芸能事務所が、その地位を利用して、前記アiiiのような行為により、実演家に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合には、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる。

また、芸能事務所が、前記アiiiのような行為により、実演家と他の芸能事務所との取引を妨げることにより、他の芸能事務所が排除される又はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合には、取引妨害として独占禁止法上問題となる。

(イ) 前記アivのように、実演家の悪評を移籍予定先の芸能事務所やマスコミ等に流布することは、移籍予定先の芸能事務所の当該実演家の受入判断を覆させるなど、実演家の移籍・独立を制限し得るものであり、実演家の活動を阻害する効果を有するものである。

芸能事務所が、前記アivのような行為により、実演家と他の芸能事務所との取引を妨げることにより、他の芸能事務所が排除される又はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合には、取引妨害として独占禁止法上問題となる。

(オ) 前記アvのように、実演家を担当していたマネージャーが当該実演家と共に退所する意思を有しているにもかかわらず、競合する芸能事務所への当該マネージャーの転職を禁止すること等を実演家の移籍・独立の条件とすることによって、実演家が当該マネージャーと共に移籍・独立を行うことを妨げることは、実演家が必要とする人員を確保させず、実演家の活動を困難にさせる行為であり、実演家の活動を阻害する効果を有するものである。

芸能事務所が、前記アvのような行為により、実演家と他の芸能事務所との取引を妨げることにより、他の芸能事務所が排除される又はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合には、取引妨害として独占禁止法上問題となる。

なお、芸能事務所において退所するマネージャーが要職に就き営業秘密等を把握しているなどの場合において、その秘密を保持するといった合理的な理由により競業避免義務等を課す場合など、その目的達成のために合理的な必要性かつ手段の相当性が認められる範囲内であれば、許容され得る。

(カ) 前記アi～vは、実演家の移籍・独立を妨害する行為を例示したものであり、これら以外の実演家の移籍・独立を妨害する行為についても、独占禁止法上問題となり得る。

(キ) 芸能事務所の言動によって、実演家や移籍先の芸能事務所が移籍・独立を躊躇することを踏まえると、独占禁止法の違反行為を未然に防止するという競争政策上の観点からは、芸能事務所は、実演家が移籍・独立を躊躇することにつながるような言動をすべきではない。

(3)～(4) (略)

5～7 (略)

## 5 実演家等と芸能事務所、放送事業者等及びレコード会社との取引の適正化に関する指針（令和7年9月30日）（抄）

### 〔第2 芸能事務所が採るべき行動〕

1 (略)

2 競業避止義務等の規定

#### 芸能事務所が採るべき行動

- ✓ 原則として、契約上、競業避止義務等を規定しないこと（既存の契約で定められている場合は競業避止義務等を定める条項を削除すること）
- ✓ 仮に、保護すべき営業秘密を実演家が把握するような場合には、より競争制限的でない他の手段として、まずは秘密保持契約の締結を検討すること

実態調査において、契約終了後の一定期間又は無期限で、退所した実演家が一切の芸能活動を行わない、他の芸能事務所に対して役務提供を行わない、フリー（特定の芸能事務所に所属せずに活動すること）として活動する等の活動制限が課される場合がみられた（以下、これらの活動制限を総称して「競業避止義務等」という。）。

競業避止義務等は、退所後において実演家の実演という事業活動を直接に制約するものであり、実演家の自由かつ自主的な判断による取引・活動を阻害するものとして、実演家が被る不利益の程度は相当に大きい<sup>2</sup>。

また、競業避止義務等は、一般的には、営業秘密等の漏えい防止の目的の達成のために合理的な必要性かつ手段の相当性が認められる範囲で課されるのであれば、契約相手に対する営業秘密等に相当する情報の共有への懸念を払拭し、契約相手の能力を十分に活用できるなどの競争促進効果を有し得るものであるが、芸能分野においては、基本的に実演のみを行い、芸能事務所の運営そのものには関わることがない実演家が保護されるべき営業秘密等を知ることは例外的な場合であると考えられることなどを踏まえると、そもそもこれらの活動制限を課すこと自体の必要性・相当性が認められない可能性が高い。

そのため、芸能事務所は、原則として、契約上、競業避止義務等を規定すべきではない。また、既存の契約で定められている場合は競業避止義務等を定める条項を削除すべきである。

また、実演家が営業秘密等を知ることとなった場合であっても、営業秘密等の漏えいを防止する手段としては、競業避止義務等の他に、実演家の活動をより制限しないものとして、営業秘密等の漏えいを直接的に禁止することができる秘密保持契約の締結も考えられる。

そのため、仮に保護されるべき営業秘密を実演家が把握するような例外的な場合であっても、まずは秘密保持契約の締結を検討すべきである。

#### 取引の適正化のために参考となる行動例

(ア) 所属する実演家が営業秘密を知ることはないため、競業避止義務を課すことはない。

(イ) 競業避止義務は規定していないが、実演家が保護すべき営業秘密を知る際に、秘密保持義務を課すことがある。

#### 問題となり得る行動例

(ア) 実演家の移籍や独立をけん制するため、競業避止義務等を課している。（優越的地位の濫

<sup>2</sup> 専属マネジメント契約の契約期間終了後に第三者との間でマネジメント契約等の実演を目的とするいかなる契約も締結することはできないとしていた規定を公序良俗に反し無効とした裁判例がある（知的財産高等裁判所判決令和4年12月26日令和4年（ネ）第10059号）。

用、排他条件付取引又は拘束条件付取引)

(イ) 競業避止義務を課すことはないが、退所する実演家には、一定期間フリーとなることを求める。（優越的地位の濫用、排他条件付取引又は拘束条件付取引）

### 3 移籍・独立に係る妨害行為

(1) (略)

(2) 移籍・独立を希望する実演家に対する妨害

#### 芸能事務所が採るべき行動

- ✓ 実演家が契約を満了するに当たって移籍・独立の申出を行った際は、円滑に移籍・独立できるよう、移籍後の活動に際して必要となる連絡先、留意事項等を移籍先の事務所に伝達するなど、適切に対応すること
- ✓ 実演家の移籍・独立を妨害するような言動をしないこと

実態調査において、実演家から、芸能事務所から以下の行為を受けたとする回答がみられた。

- i 芸能事務所が実演家の入所時にした説明と異なり、契約期間満了時に退所させないこと
- ii 芸能事務所を移籍・独立するとその後の芸能活動を一切行えなくなる旨脅すこと
- iii 契約上、契約期間中に他の事務所と移籍の交渉を行うことを禁じること
- iv 実演家の悪評を移籍予定先の事務所やマスコミ等に流布すること
- v 実演家を担当していたマネージャーが実演家とともに退所の意思を有しているにもかかわらず、当該マネージャーの競合する芸能事務所等への転職を禁止すること又は実演家の退所後に当該マネージャーが退所したとしても当該実演家に関与しないこと等を実演家の移籍・独立の条件とすることによって、実演家が当該マネージャーと共に移籍・独立することを妨げること

これらの行為は、いずれも、芸能事務所に退所を申し出た実演家の移籍・独立を妨害することを目的として行われる行為であると考えられ、これら以外の実演家の移籍・独立を妨害する行為も許容されるものではないことはもちろんあるが、芸能事務所は、実演家が契約を満了するに当たって移籍・独立の申出を行った際は、円滑に移籍・独立できるように適切に対応すべきである。

また、実演家に比して芸能事務所の立場が強い場合、移籍・独立しようとする実演家や移籍先の芸能事務所の活動を妨害し得ると考えられる。そのため、芸能事務所は、そのような移籍・独立を妨害するような言動をすべきではない。

#### 取引の適正化のために参考となる行動例

(ア) 実演家から移籍・独立の申出があった際は、移籍先の芸能事務所に必要となる連絡先、留意事項等を伝達するなど、円滑に移籍・独立できるように対応している。

(イ) 実演家から退所の申出があった場合は、より良い条件を提示するなどして残ってもらうための交渉はするが、実演家の今後の活動に影響を与えるような言動は行わない。

#### 問題となり得る行動例

(ア) 上記 i ~ v ないしこれに類似する行為（優越的地位の濫用、取引妨害（一般指定第14項））

(イ) 実演家から退所の申出があったが、実演家には退所を許諾しつつも、手続がまだ行えないなどと退所を引き延ばした。（優越的地位の濫用、取引妨害）

(ウ) 実演家から退所の申出があった際、退所するなら悪評を外部に流すなどと実演家に伝えた。（優越的地位の濫用、取引妨害）

(3)～(4) (略)

4～6 (略)